

福岡県高齢者福祉功労者知事表彰 表彰要件一覧

大区分	区分	対象	表彰要件	備考
表彰	老人福祉施設・ 有料老人ホーム・ 介護サービス事業所 職員表彰	老人福祉施設職員	①老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所職員として 20年以上 従事する。(令和7年4月1日現在) ※現在、施設長又は管理者である者は表彰要綱第6条第2号の対象とする。 ※訪問介護員は表彰要綱第6条第3号の対象とする。 ※上記事業の詳細については別添事業一覧を参照。 ※年数の計算に当たっては上記施設に在職した期間の合算で判断する。 (老人福祉施設にのみ20年以上在職、有料老人ホームにのみ20年以上在職 又は 介護サービス事業所にのみ20年以上在職 という意味ではない)	表彰要綱第6条第1号
		有料老人ホーム職員	②表彰歴を有する。 ○市町村長からの表彰 ○社会福祉協議会会長からの表彰 ○老人福祉施設、有料老人ホーム、介護サービス事業所の長からの表彰	
		介護サービス事業所職員	③老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所に在職中である。 ※「老人福祉施設」は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターを指す。 ※「介護サービス事業所」は、介護保険事業所番号を有する事業所を指すものとする。	
	老人福祉施設・ 有料老人ホーム・ 介護サービス事業所 施設長・管理者表彰	老人福祉施設施設長・管理者	①老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所職員として 17年以上 従事する。(令和7年4月1日現在) ※上記事業の詳細については別添事業一覧を参照。 ※年数の計算に当たっては上記施設に在職した期間の合算で判断する。 (老人福祉施設にのみ17年以上在職、有料老人ホームにのみ17年以上在職 又は 介護サービス事業所にのみ17年以上在職 という意味ではない)	表彰要綱第6条第2号
		有料老人ホーム施設長・管理者	②現在、施設長又は管理者である。 ※所属する施設の長を指す。呼称については問わない。(ホーム長、センター長、事業所長等の呼称でも良い。) ※施設長又は管理者として17年以上従事という意味ではなく、上記施設に17年以上在職し、現在の職位が施設長又は管理者である者を対象とする。	
		介護サービス事業所施設長・管理者	③表彰歴を有する。 ○市町村長からの表彰 ○社会福祉協議会会長からの表彰 ○老人福祉施設、有料老人ホーム、介護サービス事業所の長からの表彰 ④老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所に在職中である。 ※「老人福祉施設」は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターを指す。 ※「介護サービス事業所」は、介護保険事業所番号を有する事業所を指すものとする。	
	訪問介護員表彰	訪問介護員	①訪問介護員として 17年以上 従事する。(令和7年4月1日現在) ※従来の「老人ホームヘルパー」と同様 ※訪問介護員とは介護保険法第8条第2項に規定する「訪問介護」に従事する者とする。 ②表彰歴を有する。 ○市町村長からの表彰 ○社会福祉協議会会長からの表彰 ○老人福祉施設、有料老人ホーム、介護サービス事業所の長からの表彰 ③現在も在職中である。	表彰要綱第6条第3号

福岡県高齢者福祉功労者知事表彰 表彰要件一覧

大区分	区分	対象	表彰要件	備考
表彰	老人クラブ会長表彰	老人クラブ会長	①市郡町村老人クラブ連合会長又は単位老人クラブ会長として<u>5年以上</u>在職する。(令和7年4月1日現在) ※「単位老人クラブ会長」は校区老人クラブ会長も含む。 ②表彰歴を有する。 ○市町村長からの表彰 ○社会福祉協議会会長からの表彰 ○老人福祉施設、有料老人ホーム、介護サービス事業所の長からの表彰 ○市町村老人クラブ連合会会長からの表彰 ※市町村の区域よりも小さな区域の老人クラブ連合会会長からの表彰歴は考慮しない。 ③現在も老人クラブの会員である。	表彰要綱第6条第4号
	老人クラブ表彰	老人クラブ	①単位老人クラブである。 ※校区連合会等は含まないものとする。 ②老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を積極的に実施する等、老人クラブの運営が特に優秀であり、他の模範と認められる具体的な活動を有する。 ※本表彰に当たっては<u>過去の表彰歴を要件としない。</u>	表彰要綱第6条第5号
	社会奉仕活動従事者表彰	社会奉仕活動従事者	①民間人又は民間団体である。 ※公務員、みなし公務員、公法人でないこと。 ②老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所への慰問、理容、マッサージ等の社会奉仕活動を<u>7年以上</u>行っている。(令和7年4月1日現在) ③表彰歴を有する。 ○市町村長からの表彰 ○社会福祉協議会会長からの表彰 ○老人福祉施設、有料老人ホーム、介護サービス事業所の長からの表彰	表彰要綱第6条第6号
	市町村老人クラブ連合会女性部長表彰	市町村老人クラブ連合会女性部長	①市町村老人クラブ連合会女性部長として<u>5年以上</u>在職する。(令和7年4月1日現在) ②表彰歴を有する。 ○市町村長からの表彰 ○社会福祉協議会会長からの表彰 ○老人福祉施設、有料老人ホーム、介護サービス事業所の長からの表彰 ○市町村老人クラブ連合会会長からの表彰 ※市町村の区域よりも小さな区域の老人クラブ連合会会長からの表彰歴は考慮しない。 ③現在も老人クラブの会員である。	表彰要綱第6条第7号
	その他	その他表彰に値すると認められる者	①その他表彰に値すると認められる者。 ※上記表彰者と同等の功績を有すると判断できる者。	表彰要綱第6条第8号

福岡県高齢者福祉功労者知事表彰 表彰要件一覧

大区分	区分	対象	表彰要件	備考
感謝状	老人福祉施設・ 有料老人ホーム・ 介護サービス事業所 職員感謝状授与	老人福祉施設職員	①老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所職員として 15年以上 従事する。(令和7年4月1日現在) ※現在、施設長又は管理者である者は表彰要綱第7条第2号の対象とする。 ※訪問介護員は表彰要綱第7条第3号の対象とする。 ※上記事業の詳細については別添事業一覧を参照。 ※年数の計算に当たっては上記施設に在職した期間の合算で判断する。 (老人福祉施設にのみ15年以上在職、有料老人ホームにのみ15年以上在職 又は 介護サービス事業所にのみ15年以上在職 という意味ではない) ②老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所に在職中である。 ※「老人福祉施設」は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターを指す。 ※「介護サービス事業所」は、介護保険事業所番号を有する事業所を指すものとする。	表彰要綱第7条第1号
		有料老人ホーム職員		
		介護サービス事業所職員		
	老人福祉施設・ 有料老人ホーム・ 介護サービス事業所 施設長・管理者 感謝状授与	老人福祉施設施設長・管理者	①老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所職員として 12年以上 従事する。(令和7年4月1日現在) ※上記事業の詳細については別添事業一覧を参照。 ※年数の計算に当たっては上記施設に在職した期間の合算で判断する。 (老人福祉施設にのみ12年以上在職、有料老人ホームにのみ12年以上在職 又は 介護サービス事業所にのみ12年以上在職 という意味ではない) ②現在、施設長又は管理者である。 ※所属する施設の長を指す。呼称については問わない。(ホーム長、センター長、事業所長等の呼称でも良い。) ※施設長又は管理者として12年以上従事という意味ではなく、上記施設に12年以上在職し、現在の職位が施設長又は管理者である者を対象とする。 ③老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所に在職中である。 ※「老人福祉施設」は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターを指す。 ※「介護サービス事業所」は、介護保険事業所番号を有する事業所を指すものとする。	表彰要綱第7条第2号
		有料老人ホーム施設長・管理者		
		介護サービス事業所施設長・管理者		
	訪問介護員感謝状授与	訪問介護員	①訪問介護員として 12年以上 従事する。 (令和7年4月1日現在) ※従来の「老人ホームヘルパー」と同様 ※訪問介護員とは介護保険法第8条第2項に規定する「訪問介護」に従事する者とする。 ②現在も在職中である。	表彰要綱第7条第3号
	社会奉仕活動従事者 感謝状授与	社会奉仕活動従事者	①民間人又は民間団体である。 ※公務員、みなし公務員、公法人でないこと。 ②老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所への慰問、理容、マッサージ等の社会奉仕活動を 5年以上 行っている。(令和7年4月1日現在)	表彰要綱第7条第4号
	高齢者シルバーホームヘルパー感謝状授与	シルバーホームヘルパー (高齢者相互支援活動員)	①高齢者相互支援活動員(シルバーホームヘルパー)として 5年以上 従事する。(令和7年4月1日現在) ②現在も活動中である。	表彰要綱第7条第5号
	その他	その他感謝状授与に値すると認められる者	①その他感謝状授与に値すると認められる者。 ※上記感謝状授与者と同等の功績を有すると判断できる者。	表彰要綱第7条第6号